

介護保険 居宅介護（介護予防）住宅改修費 支給申請書

| | | | | | |
|--|---------------------|-----------------|-----|-------|-------------|
| 被 保 険 者 | フリガナ 氏 名 | | | 保険者番号 | 0 4 3 2 2 4 |
| | 生年月日 | 明・大・昭 年 月 日生 | 性 別 | 男 ・ 女 | |
| | 住 所 | 〒 Tel () - | | | |
| | 住宅の所有者 | 本人との関係 () | | | |
| 改修の内容・ 箇所及び規模 | 施 工 業 者 | 名 称 所在地 | | | |
| 改 修 費 用 | 円（住宅改修費支給対象となる費用のみ） | | | | |
| 村田町長 宛 上記のとおり、関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。 年 月 日 住所 申請者 氏名 印 Tel () - | | | | | |
| 担当ケアマネージャー | 事業所名： 氏名： | | | | |

注意：記入にあたっては、裏面の＜申請書作成上の留意点＞を必ずお読みください。

居宅介護（介護予防）住宅改修費を下記の口座に振り込んで下さい。

| | | | | | |
|-------------|------------------|-----------------|--------|---------|--|
| 口座振込 依頼欄 | 銀行 農協 信用金庫 | 本店 支店 出張所 | 種 目 | 口 座 番 号 | |
| | 金融コード | 店舗コード | 1 普通預金 | | |
| | | | 2 当座預金 | | |
| | フリガナ 口座名義人 | | | | |

※下欄は役場健康福祉課で記入します。

| | | | |
|-----------------|---|--|-------------|
| 着 工 前 (事前申請) | 着工予定日 | 年 月 日 | 受 付 印 |
| | 添付書類 | <input type="checkbox"/> 理由書 <input type="checkbox"/> 改修前写真(日付入)及び図面 <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> 承諾書(被保険者所有でない場合) | |
| 完 了 後 | 着 工 日 | 年 月 日 | 受 付 印 |
| | 完 了 日 | 年 月 日 | |
| | 添付書類 | <input type="checkbox"/> 領収証 <input type="checkbox"/> 改修後確認写真(日付入) | |
| 資 格 | <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 | | |
| 認定状況(着工日時点) | <input type="checkbox"/> 要支援(1・2) <input type="checkbox"/> 経過的要介護 <input type="checkbox"/> 要介護(1・2・3・4・5) | | |
| 保険料納付状況 | <input type="checkbox"/> 特別徴収 <input type="checkbox"/> 普通徴収 ※保険料の未納(有・無) | | |
| 改修工事履歴 | ※住宅改修にかかる支給済額 → (円) | | |

〈申請書作成上の留意点〉

申請には以下の書類を準備し、着工前及び完了後にそれぞれ提出してください。

| 手 続 き | 提出する書類 | 備 考 |
|-----------------|---------------------------------------|--|
| 着 工 前 (事前申請) | ① 居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書 | この用紙の表面に記載してください。 |
| | ② 住宅改修が必要な理由書 | 被保険者の心身の状況を把握している介護支援専門員等が記載したもの。 |
| | ③ 住宅改修前の写真及び改修箇所についての図面等 | 「写真」は、トイレ、浴室、廊下等の住宅改修箇所ごとの改修前の写真で、 <u>撮影日が入ったもの</u> 。 「図面」作成にあたっては、 <u>改修後の部分を朱書き</u> してください。 |
| | ④ 見積書 | 「見積書」は、工事箇所及び工事内容等が明記されており、材料費や施工費など工事費用の内訳が記載されていること。 |
| | ⑤ 住宅所有者の承諾書 (当該住宅の所有者が被保険者本人でない場合) | 所有者が住宅改修に承諾したことがわかる書類。 |
| 完 了 後 | ⑥ 領収証 | 被保険者あての領収書が必要。 |
| | ⑦ 住宅改修後の写真等 | トイレ、浴室、廊下等の住宅改修箇所ごとの改修後の写真で、 <u>撮影日が入ったもの</u> 。 |

*住宅改修費の支給は、着工前及び完了後に提出された関係書類を審査し、決定します。

*予定している工事が介護保険住宅改修に該当するかどうか、必ず着工前に村田町役場健康福祉課へ事前申請を行ってください。

事前申請を行わずに住宅改修を行った場合、介護保険からの給付の対象とはなりませんのでご注意ください。また、事前申請を行っていても、完了後の審査において適切でないと判断された場合には住宅改修費を支給されない場合もありますので、ご了承ください。